

令和4年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第45号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目的	令和3年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、琴浦町職員の期末手当の支給割合を改定する改正を行い、民間給与との較差を埋める。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>琴浦町一般職の期末手当について、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 令和4年度以降の期末手当について、支給割合をそれぞれ下記のとおりとする。</p> <p>ア 再任用職員以外の職員 1.2月(年2.4月)</p> <p>イ 再任用職員 0.675月(年1.35月)</p>					
	支給割合		令和3年度		令和4年度	
	再任用職員以外の職員		年2.55月 (6月:1.275月、12月:1.275月)		年2.4月 (6月:1.2月、12月:1.2月)	
	再任用職員		年1.45月 (6月:0.725月、12月:0.725月)		年1.35月 (6月:0.675月、12月:0.675月)	
<p>(2) 令和4年6月期末手当の額は、改定された支給割合により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、令和3年12月1日時点の下記職員区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。調整額が基準額以上になる場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>ア 再任用職員以外の職員 127.5分の15</p> <p>イ 再任用職員 72.5分の10</p> <p>期末手当支給額の調整対象となるのは、令和3年12月に期末手当の支給を受け、かつ、令和4年6月の期末手当の支給を受ける職員。</p>						
補足事項	施行期日 規則で定める日(国の給与法改正の成立に合わせた形とする。)					